横浜国立大学 対面授業における感染防止ガイドライン (教員用)

Ver. 5. 1 令和 4 年 10 月 24 日版

はじめに

新型コロナウイルスの感染状況は、拡大・収束を繰り返しており、感染者数が少なくなったとしても、いつ感染が拡大するかわかりません。このような状況下において、対面授業を中心とした大学生活をより安心・安全に過ごすために、この「対面授業における感染防止ガイドライン」に沿って、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大予防に十分に留意してください。また、本ガイドラインのほか、各学部、大学院や各施設が独自に定める指針等がある場合は、そちらも十分に確認するようにしてください。

新型コロナウイルス感染症について

1. 新型コロナウイルスとは

「新型コロナウイルス (SARS-CoV2)」はコロナウイルスのひとつです。感染すると、多くの症例で発熱、咳、倦怠感などがあり、初期症状はインフルエンザ感冒に似た症状を引き起こしますが、無症状といった例もあります。

ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われています。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間~72時間くらい感染する力をもつと言われています。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効ですし、石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができます。

2. 新型コロナウイルスはどのようにして感染するのでしょうか

感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む 飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感 染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。一般的には1メートル 以内の近接した環境において感染しますが、エアロゾルは1メートルを超えて空気中 にとどまりうることから、長時間滞在しがちな、換気が不十分であったり、混雑した 室内では、感染が拡大するリスクがあることが知られています。

また、ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあります。

3. 新型コロナウイルスに感染した人から、感染する可能性があるのはいつまでですか。

新型コロナウイルスは、発症の2日前から発症後7~10日間程度他の人に感染させる可能性があるとされています。特に、発症の直前・直後でウイルス排出量が高く

【教員用】

なるため、無症状病原体保有者(症状はないが検査が陽性だった者)からも、感染する可能性があります。

新型コロナウイルスに感染した方が、他の人に感染させる事例は、全体の2割以下と考えられますが、マスク無しの会話や3密(密閉・密集・密接)が感染拡大リスクとなっています。

体調が悪いときは不要・不急の外出を控えることや、人と接するときにはマスクを着用すること、普段会わない人とは会わないことなど、新型コロナウイルスに感染していた場合に多くの人に感染させることのないように行動することが大切です。 マスクの着用により、感染者と接する人のウイルス吸入量が減少することがわかっています。

(厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)」を参考に作成) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_ga_00001.html

本ガイドラインにおける基礎疾患、高齢者、妊婦について

本ガイドラインの「基礎疾患」は①~⑦となります。

- ① 呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患: COPD等)
- ② 慢性腎臟病
- ③ 糖尿病
- ④ 心血管疾患、心不全
- ⑤ 高血圧
- ⑥ 免疫機能低下(免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方)
- ⑦ 肥満 (BMI30以上)
- 高齢者
- 妊婦

2022年版



「チン接種後も、「マスクの着用」や「手洗い」、 □≒」などを徹底してください。

正しく使おうマノ





すき間をふさぐ



自の形に合わせ 3あご下まで伸ばし額に すき間なくフィットさせる

- ·鼻出しマスク× あごマスク×
- 着けたら外側は触らない
- ひもを持って着脱
- ・急質の確かな、できれば不嫌布を

まめにしよう





- 共用物に触った後
- 食事の前後
- 公共交通機関の利用後 など



指先・爪の間・指の間や手首も 忘れずに洗いましょう!



一つの密でも避けましょう!!







大人数× 近距離× 換気が悪い× 狭い所× マスクなしX 大声X

▶ 体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。 ▶ ワクチン未接種の方は接種をお願いします。

1 基本事項

(I)マスク、手洗い、消毒

- ☑授業への参加や他者との身体的距離(2メートル以上)を確保できない場面では、マスク<u>(不織布マスク)</u>着用は必須です。マスクは各自で準備(予備も持参)し、鼻から顎まで隠れるよう正しく着用してください。
- ☑夏季の気温・湿度が高い中でのマスクの着用時は、こまめに水分補給をこころがけるなど、熱中症予防にも留意してください。
- ☑マスクを外しての会話は、行わないでください。
- ☑手洗いを頻繁にしてください。
- ☑教室入口に消毒液があります。入退室ごとに、手指を消毒してください。
- ☑せき、くしゃみをする際は、マスクやハンカチや袖、肘の内側などを使って、 口や鼻を確実におさえてください。

(Ⅱ) 検温、健康管理

- ☑通勤前に自宅で毎日、検温をしてください。
- ☑健康状況を確認するとともに、その日の検温や行動を各自で記録してください。
- ☑記録は記載後、14日間は各自で保管してください。

(Ⅲ)人との距離

- ☑他者との距離は、約2メートル(最低1メートル)を確保するようにしてください。
- ☑会話をする際は必ずマスク(不織布マスク)を着用し、真正面を避け、飛沫がかからないよう工夫してください。
- ☑教室における座席は、密を避け、必要な収容人数の間隔を確保しています。学生の発言が少ない一方向講義形式の授業では、左右を1席空けた試験定員(収容定員の約2/3以下)で、一方、学生の発言を求める授業では、前後左右を1席空けた市松模様(収容定員の約1/2以下)に座席を配置するなどが考えられます。
- ☑エレベーターやトイレなど、人との距離が十分に確保できない、狭い空間での 会話は控えましょう。

(IV) 日常の健康管理と基本的な感染予防対策

- ☑自分自身が感染するリスクを最小限に抑えるための行動を是非取ってください。さらに重要なことは、不顕性感染(感染はしているが症状が出ない)の場合もあり、自分自身がスプレッダー(感染源)となって、他者に感染させる可能性も十分に自覚してください。
- ☑ 規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所 やイベントには、できるだけ行かないようにしてください。

- ☑感染予防のためには、インフルエンザに対する予防法と同様に、十分な睡眠と 栄養で体調を整え、マスクの正しい着用や石鹸を使ったこまめな手洗い・手指 消毒を行ってください。また、体調に不安がある場合は、保健管理センターに 電話で相談してください。
- ☑屋外でも、飛沫による感染リスクが確認されています。屋外でも人と接するときはマスクを着用してください。ただし、屋外において、会話をしない場合、人との十分な距離(めやす2メートル以上)が確保できる場合、会話をしないで徒歩・自転車使用の場合には、マスクをはずすことはできます。
- ☑昼食など食事の際には、屋内外を問わず、いわゆる<u>黙食</u>が原則です。食堂で順番を待つ際には、十分な距離を取りつつ、会話は控えてください。
- ☑屋外での飲食は密閉されていないため感染リスクが低いと考えている方がいますが、マスク無し会食による感染リスクは、屋外でも高いと言われています。 屋外で食事する場合であっても、屋内と同様な感染防止対策を行ってください。 また、いわゆる路上飲み(路上などでの飲酒)は、大声で話すことより飛沫が 飛びやすくなるなど、感染リスクがさらに高くなるので、やめてください。
- ☑ワクチン接種した方も、引き続き、感染予防対策を継続してください。
- ☑公共交通機関等での大声での会話などは、マスクをしていても、不快に感じる 方たちもいます。節度ある言動を心がけてください。

2 授業

- (I) 対面授業実施にあたっての留意事項
 - ☑感染防止対策を講じて学内の安心・安全な環境を整えた上で、学部の授業については、可能な限り対面授業を実施します。
 - ☑入国できない留学生や、基礎疾患(同居家族も含む)を有している学生、高齢者、妊婦、対面授業に心理的な不安(同居家族も含む)が強くある学生等には、個々の事情に可能な限り配慮が必要となります。また、学内で感染者が発生した場合や地域の感染拡大状況が悪化した場合などは、対面授業の実施を中止して、遠隔授業に切り替える可能性があることから、対面授業を実施する科目であっても、遠隔授業に変更できるよう準備が必要となります。
 - ☑遠隔授業を実施する場合は、同じ日に行われる対面授業との混在を考慮して完全オンデマンド型を推奨するが、大学院においては、教育効果等を踏まえて研究科・学府・学環で授業方法を判断しています。
- ☑外国語科目(学部英語、初修外国語)、健康スポーツ科目、実験、実習、実技、 演習科目は、対面授業で実施することを原則としています。
- ☑全学教育科目(外国語科目、健康スポーツ科目を除く)は、遠隔授業を原則としてますが、一部、対面授業があります。
- ☑実験、実習、実技、演習科目などでは、複数人で共有する物品(道具、器機等)の清拭消毒をするなど、必要に応じて学生に指示してください。

- ☑学外での実習、フィールドワーク、インターンシップ等に参加する場合は、利用施設等が定める感染防止策に従ってください。
- ☑大学院については、教育効果等を踏まえて、研究科・学府・学環で授業方法を 判断することが可能です。
- ☑オンデマンド型遠隔授業の科目であってもターム試験・学期末試験を対面で実施できるが、実施にあたっては、教室の確保や時間割の重複確認など、登校できない学生への配慮が必要となります。
- ☑新型コロナウイルスに感染した場合等の授業欠席扱いについて、以下の①~③ の場合は学校保健安全法による出席停止とし、授業を欠席しなかったものとして扱います。出席停止の判断は、保健管理センターへの報告(5のⅠ、5のⅡ を参照)に基づいて行います。(報告がない場合は、出席停止の判断は行いません。)
 - ① 学生本人が新型コロナウイルスに感染した場合
 - ② 学生本人が濃厚接触者となった場合
 - ③ 大学より感染拡大防止の観点から自宅待機を要請された場合
- ☑新型コロナウイルス ワクチン接種の授業等欠席扱いについて、学生がワクチン接種当日と翌日に欠席する必要がある場合、学生が手続きをとることにより、授業等を欠席しなかったこととして扱います。また、翌々日以降も欠席する必要がある場合は、当該学生の所属学務担当係へ確認してください
- ☑令和4年度春学期に引き続き秋学期においても、基礎疾患、高齢者、妊婦である教員のうち、感染による重症化リスクを懸念する者については、各部局等で検討のうえ、遠隔講義の有効活用を図ることができるものとします。
 - ① 基礎疾患、高齢者、妊婦である教員
 - ② 基礎疾患、高齢者、妊婦である者と同居している者

また、教員本人が対面授業に参加することに心理的な不安がある者や、同居家族の心理的な不安から対面授業を止められている者についても、上記に準じて配慮できるものとします。

(Ⅱ)教室の利用

- ✓教室入口に消毒液があります。入退室ごとに、手指を消毒してください。(再掲)
- ☑教室における座席は、密を避け、必要な収容人数の間隔を確保しています。学生の発言が少ない一方向講義形式の授業では、左右を1席空けた試験定員(収容定員の約2/3以下)で、一方、学生の発言を求める授業では、前後左右を1席空けた市松模様(収容定員の約1/2以下)に座席を配置するなどが考えられます。(再掲)
- ☑実験室等の収容定員が設定されていない部屋は換気能力や距離を1メートル確保するという観点から、履修人数を決定してください。授業中にやむを得ず

- 1メートル以内に接近する場合は、マスクの正しい着用、大声を出さない等の 感染防止対策を徹底した上で実施してください。
- ✓ 机等の消毒が可能となるよう、入口に消毒液があります。また、ドアノブ、 照明スイッチ、手すり、机など複数の人の手が触れる箇所は、最低1日1回清 掃を実施していますが、完全消毒はできませんので、手洗いや手指消毒を励行 してください)。
- ☑小規模教室でも、携帯用アンプによる有線マイクを一定数準備しています。必要に応じて、使用してください。なお、マイクを使う前に、マイクを消毒してください。
- ☑必要に応じて、教室の教卓に透明の遮蔽板を設置します。対面授業に出席する 学生との間が2メートル確保できない場合は、遮蔽板越しに授業を実施してく ださい。なお、その場合でも、マスクは着用してください。
- ☑授業を開始する際は、学生に対してマスクを正しく着用するよう指示してください(全員の着用確認までは求めませんが、正しく着用していない学生を見つけた場合は、正しく着用するよう促してください)。
- ☑換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)2方向の窓を同時に開けて行ってください。
 - ① 常時換気の方法(自然換気) 気候上可能な限り、常時換気に努める。廊下側や窓側を対角にあけることにより、効率的に換気が可能。なお、窓を開ける幅は、10センチから20センチ程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。また、廊下の窓を開けることも必要である。
 - ② 常時換気が困難の場合 常時換気が難しい場合は、こまめに(30分に1回以上)数分間程度、 窓を全開にする。
- ☑講義棟の教室は、厚生労働省が定める、1時間1人あたり30立方メートルの 換気ができるよう、十分な換気能力を確保しています。
- ☑換気扇の音が大きく授業に支障がある場合は、換気扇を止めることはできますが、その場合は、ドアと窓を開けて常時換気を行ってください。また、止めた換気扇は、授業終了後は、スイッチを入れてください。
- ☑PC 教室は、消毒液を出入口付近に設置します。利用者は各自で手指の消毒の 徹底をしてください。

(Ⅲ) 体育館、グラウンドの利用

- ☑発熱、体調不良の症状がある者は参加できません。
- ☑活動前、活動中、活動後の手洗い・手指の消毒を徹底してください。
- ☑運動を行っていないときは、マスクを着用してください。
- ☑体育館、グラウンド等で体育の実技等を行う場合は、可能な限り感染防止のリ

スクを低減しながら、なるべく少人数で、十分な距離を空けて授業を実施します。

- ☑体育館など屋内で体育の実技等を行う場合は、扉、窓を開放し換気を行います。
- ☑使用する用具等は、学生間で不必要に使いまわさないでください。
- ☑授業中の不要な私語や大声での会話,身体接触,飲み物・タオル等の共有, 唾や痰を吐くこと,共用器具を触れた手で顔を触れることは避けてください。
- ☑更衣にあたっては、「三密」を防ぎ、会話は最小限に留めてください。
- ☑更衣室では速やかに着替え、滞在時間は最小限に留めてください。
- ☑入口に貼ってある QR コードから、情報を入力(職員番号や滞在していた時間帯など)してください。大学内での感染拡大を防止するために、入室した毎に入力してください。

3 食堂、昼食

- ☑食事の前後は、手洗い、又は、手指の消毒を徹底してください。
- ☑昼食など食事の際には、屋内外を問わず、いわゆる「黙食」が原則です。また、食事中以外はマスクを着用してください。
- ☑食堂では食事を終え次第、速やかに食堂から退室してください。
- ☑列に並ぶ際は間隔をあけてください。混雑時には、食堂の入場を制限する場合があります。
- ☑現金の受け渡しの代わりに、できる限りキャッシュレス決済を利用してください。
- ☑発熱、体調不良の場合の食堂利用はできません。
- ☑混雑ピーク時(12:00-13:00)の食堂利用は、学生の食堂利用を優先させる ために、混雑ピーク時間帯を避けて利用するよう、ご協力ください。
- ☑入口に貼ってある QR コードから、情報を入力(職員番号や滞在していた時間帯など)してください。大学内での感染拡大を防止するために、入室した毎に入力してください。

4 図書館

- ☑館内では、付近に人がいなくても、マスクを正しくつけてください。
- ☑入館時や自動貸出機を使用する際に、手指の消毒を行ってください。
- ☑閲覧席やオンライン授業専用席は密を避け、隣の席との間隔を最低1メートル 以上確保しています。
- ☑閲覧席やOPAC、コピー機は、定期的に消毒を実施していますが、故障の原因になることから、一部の機器類は消毒不可となっています。使用前後に手指の消毒や手洗いをしてご利用ください。
- ☑図書館ポータルサービス My Library から、来館せずに貸出中図書の延長の手続きなどが行えます。ご活用ください。

https://opac.lib.ynu.ac.jp/portal/

- ☑貸出可能な図書について、借りる予定がないものに触れることはお控えください。
- ☑利用者が自由に使える図書消毒機を用意しています。
- ☑熱中症予防・喉の乾燥防止のため、館内での水分補給を許可します。持ち込む際は、必ず密閉できる容器に入れてきてください。本棚や踏み台等を触った後は、飲み物を飲む前に手洗いや消毒をしてください。
- ☑最新の情報は図書館ウェブサイトよりご確認ください。

https://www.lib.ynu.ac.jp/

☑ 机に貼ってある QR コードから、着席した位置の情報等を入力(職員番号や滞在していた時間帯など)してください。大学内での感染拡大を防止するために、着席した毎に入力してください。

5 感染発症(疑い含む)の場合の対応について

✓発熱や咳等の症状があり、「コロナかも?」と思った場合は、医療用抗原検査キットを購入して自主的に検査をするか、発熱診療等医療機関(要事前予約)を受診してください。

(I) 感染

- ☑新型コロナウイルス感染症と判明した教職員は、そのことを保健管理センターウェブサイト (https://www.hoken.ynu.ac.jp/) 内に設けた専用ウェブフォームを用いて登録すること。感染したことを確認した場合は本学就業規則等により自宅待機とし、自宅待機の期間は治癒(発症日の翌日から起算して7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過。なお、無症状の場合は、検査日の翌日から起算して7日間経過)するまでとなります。
- ☑症状がある方は 10 日間、無症状の方は7日間、感染リスクが残存します。この期間は、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある方との接触や感染リスクの高い行動を控える等、自主的な感染予防行動を徹底してください。

(Ⅱ)濃厚接触

☑新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触した教職員は、そのことを保健管理センターウェブサイト (https://www.hoken.ynu.ac.jp/) 内に設けた専用ウェブフォームを用いて登録すること。濃厚接触となったことを確認した場合は本学就業規則等により自宅待機とし、自宅待機の期間は感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して5日間とします。

(Ⅲ) I、Ⅱ以外の軽度の体調不良

☑新型コロナウイルスへの感染や濃厚接触に該当せず、風邪症状が軽度である場

【教員用】

合は、自宅での安静・療養が原則となります。

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する横浜国立大学の行動指針(ver. 3.2)

- ・各段階および各行動指針は目安であり、感染状況、国や自治体等の方針・要請等を総合的に判断して決定する。
- ・海外渡航等に関しては、関係省庁からの通知等に従う。

令和4年3月10日

段階	教育活動	研究活動	学内会議	事務体制	入構・行事等	附属学校
0 (通常)	・通常通り。	・通常通り。	・通常通り。	・通常通り。	通常通り。	- 通常通り。
1	・感染拡大防止に留意し、通常通り対面での 授業実施を原則とする。 ・課外活動については、感染拡大防止に留意 し、実施可能。 【臨地調査について】海外での臨地調査は の地域では原則禁止。国内での臨地調査は 感染拡大防止対策等に留意して実施。		・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。	・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。	・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。	
1.5	・感染拡大防止策を講じた上で対面での授業 実施を原則とする(いつでもオンライン授業 に切り替えられる準備をしておく)。 ・課外活動については、本学が指定する計画 書等を提出した活動のみ実施可能。 【臨地調査について】海外での臨地調査は の地域では原則禁止。国内での臨地調査は 基づく。実施に際しては、感染拡大防止策	、国、自治体、相手先の行動指針等に	・感染拡大防止対策を講じ、議題の精選、短時間での実施。 ・オンライン会議も効果的に活用。	・感染拡大防止に留意し、出勤上の配慮も検討。 ・感染拡大防止対策を講じ、窓口業務を実施。	・感染拡大防止に留意し、入構可能。 ・学生に関わる行事等は、感染拡大防止対策 等を講じた上で実施。 ・会食を伴う行事等は禁止 ・オンライン方式を推奨。 ・施設の学外貸出及び学外者を集める行事に ついては感染拡大防止対策等を確認の上実施 を判断。	< (
2	が判断する。 ・オンライン授業を原則とするが、教育上の必要性が高いものは感染拡大防止対策を最大限講じ、短時間、分散化などにより対面での授業を可能な限り実施。 ・課外活動については、計画書等を提出し許可された活動のみ実施可能。 【臨地調査について】学外での臨地調査は	・オンラインでの活動を強く推奨 ・感染拡大防止対策を最大限講じ、短時間、 分散化などにより学内での活動は、実施可能。 原則禁止	・感染拡大防止対策を最大限講じ、議題の精選、短時間での実施。 ・オンライン会議を推奨。	・時差出勤等、出勤上の配慮を実施。 ・窓口業務の制限を実施。 ・特に必要性が認められる業務については、 感染拡大防止対策を最大限講じ、窓口業務を 実施。	・学生、学外者の入構制限を実施。 ・行事等は、学生の卒業・修了等に必須なも のとし、他はオンライン方式を原則とする。 ・対面による行事等は、短時間、分散化など の感染拡大防止対策を最大限講じ、対策等を 確認の上、実施を判断。 ・会食を伴う行事等は禁止 ・施設の学外貸出及び学外者を集める行事に ついては延期又は中止。	とたまた、体験は「かからに向感に基プを実施を行前。 〈学校運営〉 ・職員会議等は、議題を精選し、短時間で実施。状況によりオンライン会議を活用する。 ・保護者会は、対面での必要性を十分に検討のうえ、短時間、分散化などにより実施。 〈教育実習・学校実習〉 ・感染拡大防止に向けて十分な事前指導を行うとともに行政や学校長の指示に従う。(例:小学校実習を3週間に短縮する等)
3	・オンライン授業のみ実施。 ・課外活動については、全面中止。	・オンラインでの活動を原則とする。 ・学内の実験装置等の維持に必要な最低限の 活動以外は、原則中止。	・オンライン会議を原則とする。	 ・出勤職員の制限。 ・窓口業務は原則中止。 	・学生、学外者は入構禁止を原則とする。ただし、学生は、実験装置等の維持に必要な最低限の入構は申請の上、入構可能。 ・教職員は業務の分担等により入構可能。 ・行事等は、延期又は中止。可能な場合はオンライン方式で実施。 ・施設の学外貸出は延期又は中止。	
4	・段階3に同じ(学内からのオンライン授業は 禁止)。 【臨地調査について】臨地調査は原則禁止	・教員は段階3に同じ。	・オンライン会議のみ実施。	・事業継続の観点から必須の業務のみ必要最 小限の人員が交替で実施。	 ・学生、学外者は入構禁止。 ・行事等及び施設の学外貸出は禁止。 ・教職員は、事業継続の観点から必須の業務に限り、短時間の入構可能。 	・文料省のガイドラインに従って臨時休業 (児童生徒の登校中 止)。 ・オンライン教育活動 (授業等) の実施。 ・教職員は、事業継続の観点から必須の業務に限り、短時間の 入構。

(I) 感染者となった場合

感染者となった教職員

・治癒(発症日の翌日から起算して7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過。なお、無症状の場合は、検査日の翌日から起算して7日間経過)するまで自宅待機



保健管理センターへ報告

・新型コロナウイルス感染症と判明した教職員は、そのことを保健管理センターウェブサイト(https://www.hoken.ynu.ac.jp/) 内に設けた専用ウェブフォームを用いて登録すること。



危機管理警戒本部、所属部局

・危機管理警戒本部と所属部局で連携し、情報を共有し対応

(Ⅱ)濃厚接触者となった場合

濃厚接触者となった教職員

- ・最後の濃厚接触をした日の翌日から起算して5日間の出勤停止 (体調は毎日確認・記録)
- ・発症や抗原検査等で陽性となった場合、「感染者となった場合」に移行



保健管理センターへ報告

・新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した教職員は、そのことを保健管理センターウェブサイト (https://www.hoken.ynu.ac.jp/) 内に設けた専用ウェブフォームを用いて登録すること。



危機管理警戒本部、所属部局

・危機管理警戒本部と所属部局で連携し、情報を共有し対応